

第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告

「電気事業法」第48条の8第1項の規定に基づく方法書についての経済産業大臣の勧告(令和3年5月11日)は、次に示すとおりである。

<u>経済産業省</u>	
20201116保第1号 令和3年5月11日	
双日株式会社 代表取締役社長 藤本 昌義 殿	経済産業大臣 梶山 弘志
双日株式会社「(仮称)北海道小樽余市風力発電所 環境影響評価方法書」に対する勧告について	
<p>令和2年11月16日付けで届出のあった「(仮称)北海道小樽余市風力発電所環境影響評価方法書」について、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、別紙に示す事項を踏まえ、適切に環境影響評価を実施することを求める。</p> <p>また、同条第3項の規定に基づき、北海道知事からの意見の写しを送付するので、環境影響評価の実施に当たっては、これを勧案されたい。</p>	

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域の周辺には、施設の稼働に伴う騒音についての調査及び予測地点が設定されていない集落もあるため、風車と住居の位置関係や地形の状況を踏まえ、必要に応じて調査地点を追加すること。
2. 近年の局所集中的な降雨の傾向を踏まえた土捨て場や道路整備工事に係る雨水排水対策、濁水の影響評価について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 哺乳類の捕獲調査について、十分な精度で調査、予測及び評価ができるよう、調査地域内の環境特性ごとに適切な方法で行うこと。
4. 希少な鳥類の生息やバードストライク、移動の阻害等への影響について、専門家等からの助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を実施すること。
5. 対象事業実施区域及びその周辺には、植生自然度の高い植生が存在していることから、現地調査により存在する区域を明らかにするとともに、鳥類及び哺乳類等が営巣やねぐらなどに利用し得る大径木を含む樹林地を把握した上で、専門家等からの助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を実施すること。

方法書についての経済産業大臣の勧告に対する事業者の対応は以下のとおりである。

表 7-1 経済産業大臣の勧告に対する事業者の対応

No.	経済産業大臣の勧告	事業者の対応
1	1. 対象事業実施区域の周辺には、施設の稼働に伴う騒音についての調査及び予測地点が設定されていない集落もあるため、風車と住居の位置関係や地形の状況を踏まえ、必要に応じて調査地点を追加すること。	対象事業実施区域の周辺において、施設の稼働に伴う騒音についての調査及び予測地点を、風車と住居の位置関係や地形の状況を踏まえ追加しました。
2	2. 近年の局所集中的な降雨の傾向を踏まえた土捨て場や道路整備工事に係る雨水排水対策、濁水の影響評価について適切に調査、予測及び評価を行うこと。	水の濁りにおいて、近年の局所集中的な降雨の傾向を踏まえた雨水排水対策、濁水の影響評価について適切に調査、予測及び評価を実施しました。
3	3. 哺乳類の捕獲調査について、十分な精度で調査、予測及び評価ができるよう、調査地域内の環境特性ごとに適切な方法で行うこと。	哺乳類の捕獲調査については、十分な精度で調査、予測及び評価ができるよう、調査手法を検討し、調査地域内の環境特性ごとに適切な方法で実施しました。
4	4. 希少な鳥類の生息やバードストライク、移動の阻害等への影響について、専門家等からの助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を実施すること。	鳥類の重要な種の生息やバードストライク、移動の阻害等への影響について、専門家等からの助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を実施しました。
5	5. 対象事業実施区域及びその周辺には、植生自然度の高い植生が存在していることから、現地調査により存在する区域を明らかにするとともに、鳥類及び哺乳類等が営巣やねぐらなどに利用し得る大径木を含む樹林地を把握した上で、専門家等からの助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を実施すること。	現地調査により、植生自然度の高い植生の存在する区域を明らかにするとともに、鳥類及び哺乳類等が営巣やねぐらなどに利用し得る大径木を含む樹林地を確認した上で、専門家等からの助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を実施しました。

(白紙のページ)